

学生の皆さんへ

遠隔授業を受ける際の注意「情報モラル、著作権の尊重」について

インターネットに接続されたパソコンやタブレット、スマートフォンなどを介して、遠隔地から講義を視聴したり、課題に取り組んだりする授業において、学生の皆さんに知っておいていただきたいこと、気を付けていただきたいことを以下にまとめました。

他の受講生や教員へのプライバシーの侵害、遠隔授業の進行の妨害、著作権に触れる行為などは、学則により懲戒（戒告、停学又は退学）を受ける可能性がありますので、学修を開始するにあたって一読をお願いします。

1 情報モラルについて

パソコンやインターネットを効果的に活用するためには、一人ひとりの「モラル（道徳・倫理）」や「良識（ものごとを正しく判断する能力）」が重要です。

- オンライン授業のURLや認証情報を他人に配布してはいけません。
- 担当教員の許可なく、授業の様子や他の受講者をスクリーンショットなどにより撮影してはいけません。
- 担当教員の許可なく、授業の動画を録画して他者に公開してはいけません。
- その他、遠隔授業の情報に関する、担当教員の注意や指示に従ってください。

2 著作権について

授業では、担当教員から講義資料が提供されます。講義資料は著作物として、著作権法により著作者の権利が保護されています。

授業では、学生の皆さんは、授業の目的を達成するため、これらの著作物を利用できますが、そのことが直ちにこれらの著作物を著作権者に無断で再配布することなどを認めているものではありません。

学生の皆さんには、「著作権は誰にあるのか」「どの範囲で利用が許可されているのか」の2点を常に意識してください。

■遠隔授業で提供される講義資料の例

① 担当教員が授業のために作成した資料及び動画

担当教員に著作権があります。また、一般には未公開のものです。担当教員に無断でSNSで共有したり、別のサイトにアップロードするなどして再配布することは違法です。

② 担当教員が新聞や雑誌等に執筆した記事

新聞社や雑誌出版社に著作権があります。教育目的の著作物の利用については、授業担当教員が著作権法に基づいて講義資料として提供しています。授業外で再配布・アップロードすることは許可されていません。

③ 他大学の先生が講演している一般公開されている YouTube 動画

動画の制作者に著作権があります。既に一般に公開されているものであれば、SNSでリンクを共有したり、別のサイトでURLを紹介することは問題ありません（再販売するなど利益を得る目的は不可）。